

令和7年度地域で取り組む生涯スポーツ推進事業
公 募 要 領

1 事業の目的

- ・ 軽スポーツ、レクリエーションなど、体を動かすことが楽しいと実感できる機会を提供し、各地域で継続的にスポーツに取り組む人を増やす。
- ・ 地域の関係機関・団体の連携を促し、スポーツを楽しむ機会を地域をあげて継続して提供する体制づくりを促す。

2 事業内容

スポーツ推進委員協議会、レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、公民館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、競技団体等の地域団体と連携し、子どもが日常生活において気軽にできる運動遊びや、健常者と障がい者が交流を深める活動、高齢者が介護予防や生きがいとして行う活動、子どもから高齢者まで幅広い年代が交流する活動、親子で楽しむ活動など、地域の特性に応じたスポーツ・レクリエーションプログラムを実施する。

3 実施方法

地域をあげてスポーツの機会提供に取り組む団体を公募し、委託により実施

A 年間型事業

- ・ 実施団体が主体となり、市町村や地域の関係団体と連携して計画的にプログラムを実施する。【例】月1回のプログラムを年数回開催
- ・ 活動が他団体へ展開されるよう、活動内容をホームページ等で積極的に広報する。

B イベント型事業

- ・ 実施団体が主体となり、地域の関係団体と連携してプログラムを実施し、今後継続して活動するきっかけづくりを行う。【例】イベントとして1日開催
- ・ 活動が他団体へ展開されるよう、活動内容をホームページ等で積極的に広報する。

4 応募要件

以下3項目すべてに該当する団体を対象とする。

- ・ 地域のスポーツ・レクリエーション活動に関心・意欲が高い団体
- ・ 地域の関係団体と連携してスポーツ・レクリエーションの機会提供に取り組むことが継続的にできる団体
- ・ 規約を有し、かつ、適正な会計処理ができる団体

5 事業規模（予算上限）及び採択数

A 年間型事業

年間を通じた活動を実施。新規団体（イベント型から年間型への移行も含む）へは1団体200千円を上限とする。過去年間型事業で採択実績のある継続団体（以下「継続団体」という）へは、1団体150千円を上限とする。採択数8団体程度（予定）。

B イベント型事業

イベントを開催。1団体50千円を上限とする。採択数4団体程度（予定）。

※対象となるのは、過去当該事業に採択されていない団体に限る

6 対象となる経費

- ・ 本事業の実施に直接必要となる経費のみを計上すること。

企画提案書との整合性をとること（品名・個数等）。【年間型】

	新規団体	継続団体
① 諸謝金	<p>スポーツ指導者、指導アシスタント、指導者研修講師等への謝金 〈謝金基準〉</p> <p>スポーツ指導者 1回 2,000円 指導アシスタント1回 1,000円 介助員 1回 1,000円 研修講師 1時間 3,000円 会議日当 1回 1,000円</p> <p>※現在のスタッフで指導を行う場合は、謝金なしで実施してもよい ※謝金の二重取りにならないようにすること ※スポーツ指導者、指導アシスタントについて、指導者資格の有無にかかわらず、活動の実態によって区分する</p>	<p>スポーツ指導者、指導アシスタントへの謝金 〈謝金基準〉</p> <p>スポーツ指導者 1回 2,000円 指導アシスタント 1回 1,000円 介助員 1回 1,000円 会議日当 1回 1,000円</p> <p>※現在のスタッフで指導を行う場合は、謝金なしで実施してもよい ※謝金の二重取りにならないようにすること ※スポーツ指導者、指導アシスタントについて、指導者資格の有無にかかわらず、活動の実態によって区分する</p>
②旅費	スポーツ指導者の会場までの移動	スポーツ指導者の会場までの移動に

	<p>に対する費用弁償等。事業に関わる研修会参加旅費、指導者研修講師の旅費も含む</p> <p>〈謝金基準〉</p> <p>車賃 20 円/km</p> <p>公共交通機関 計算した額 (計算書を添付)</p>	<p>に対する費用弁償等。</p> <p>〈謝金基準〉</p> <p>車賃 20 円/km</p> <p>公共交通機関 計算した額 (計算書を添付)</p>
② 借損料	<p>活動における施設・設備の使用料、運営会議の施設・設備の使用料、会場間移動の車両借上げ料等</p> <p>※ 個人利用については対象外</p>	<p>活動における施設・設備の使用料、運営会議の施設・設備の使用料、会場間移動の車両借上げ料等</p> <p>※ 個人利用については対象外</p>
④ 消耗品費	<p>事業に関わるスポーツ用具。消毒用アルコール等、事業の実施に必要な経費も含む</p> <p>※ <u>50,000 円を上限とする。</u></p> <p>※ 飲食に関するもの、参加者に対する賞品、個人のもの等は対象外</p> <p>※ スポーツ用具については、スポーツ振興課所有のものを貸出することもできる (要事前相談)</p>	<p>事業に関わるスポーツ用具。消毒用アルコール等、事業の実施に必要な経費に限る</p> <p>※ <u>30,000 円を上限とする。</u></p> <p>※ 飲食に関するもの、参加者に対する賞品、個人のもの等は対象外</p> <p>※ スポーツ用具については、スポーツ振興課所有のものを貸出することもできる (要事前相談)</p>
⑤ 通信運搬料、広報費	<p>事業に関わるスポーツ用具等を借用する際の宅配料や、指導者への事務連絡に対する郵券、広報経費等</p> <p>※ 事業に関わるスポーツ用具等を借用先へ直接借りに行く場合の車賃等は、②旅費とする</p>	<p>事業に関わるスポーツ用具等を借用する際の宅配料や、指導者への事務連絡に対する郵券、広報経費等</p> <p>※ 事業に関わるスポーツ用具等を借用先へ直接借りに行く場合の車賃等は、②旅費とする</p>
⑥ 保険料	<p>スポーツ指導者を対象とする。傷害保険+賠償保険がセットとなっているものが望ましい (スポーツ安全保険等)</p> <p>※ 参加者の保険料は対象外</p>	<p>スポーツ指導者を対象とする。傷害保険+賠償保険がセットとなっているものが望ましい (スポーツ安全保険等)</p> <p>※ 参加者の保険料は対象外</p>

※ 支払いの際の手数料等は各項目に含むものとする。

【イベント型】

① 諸謝金	<p>スポーツ指導者、指導アシスタントへの謝金 〈謝金基準〉</p> <p>スポーツ指導者 1回 2,000円 指導アシスタント1回 1,000円 介助員 1回 1,000円 会議日当 1回 1,000円</p> <p>※現在のスタッフで指導を行う場合は、謝金なしで実施してもよい</p> <p>※謝金の二重取りにならないようにすること</p> <p>※スポーツ指導者、指導アシスタントについて、指導者資格の有無にかかわらず、活動の実態によって区分する</p>
②旅費	<p>スポーツ指導者の会場までの移動に対する費用弁償等。 〈謝金基準〉</p> <p>車賃 20円/km 公共交通機関 計算した額（計算書を添付）</p>
① 借損料	<p>活動における施設・設備の使用料、運営会議の施設・設備の使用料、会場間移動の車両借上げ料等</p> <p>※ 個人利用については対象外</p>
④消耗品費	<p>事業に関わるスポーツ用具。消毒用アルコール等、事業の実施に必要な経費も含む</p> <p>※飲食に関するもの、参加者に対する賞品、個人のもの等は対象外</p> <p>※スポーツ用具については、スポーツ振興課所有のものを貸出することもできる（要事前相談）</p>
⑤通信運搬料、 広報費	<p>事業に関わるスポーツ用具等を借用する際の宅配料や、指導者への事務連絡に対する郵券、広報経費等</p> <p>※事業に関わるスポーツ用具等を借用先へ直接借りに行く場合の車賃等は、②旅費とする</p>
⑥保険料	<p>スポーツ指導者を対象とする。傷害保険+賠償保険がセットとなっているものが望ましい（スポーツ安全保険等）</p> <p>※ 参加者の保険料は対象外</p>

※支払いの際の手数料等は各項目に含むものとする。

6 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式1）
- ② 活動計画一覧表（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
- ④ 団体規約
- ⑤ 組織表（役員一覧）

(2) 提出先・問い合わせ先

〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県環境生活部スポーツ振興課スポーツ振興係
TEL 0852-22-5424
FAX 0852-22-6274

※4月1日からの提出、問い合わせ先

〒690-0876
島根県松江市黒田町488-2
TEL 0852-67-4114
メール sports-shinkou@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出方法

郵送、メールまたは持参により提出すること。

(4) 提出期限

A 年間型事業

令和7年4月18日（金）

B イベント型事業

随時（最終期限：令和8年1月30日（金））

※ 応募状況によっては、期限前に公募を終了することがある。

(5) その他

提出書類等の作成費用は、選定結果にかかわらず作成者の負担とする。また、提出書類等については返却しない。

7 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ振興課において、企画提案書をもって選定する。必要に応じて計画内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、全ての提出者に選定結果を連絡する。

(4) 事業計画書の提出

A 年間型事業

選出された団体は、指定された期日までに事業計画書及び市町村教育委員会教育長（松江市、安来市、出雲市においては市長）による推薦書を提出すること。

B イベント型事業

選出された団体は、指定された期日までに事業計画書を提出すること。

(5) 契約締結

事業計画書を基に、契約予定者と契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額については企画提案書の内容を精査し、また、全体の予算額により調整し決定することから、提出者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合致しない場合は契約締結を行わない可能性がある。

8 応募書類提出後のスケジュール（予定）

A 年間型事業

- ① 審査 令和7年4月下旬
- ② 内定通知 令和7年4月下旬
- ③ 契約締結 令和7年5月上旬

B イベント型事業

- ・ 審査～契約締結 随時

9 契約期間

A 年間型事業

契約締結日から令和8年3月10日（月）まで

B イベント型事業

契約締結日から事業終了後1か月または令和8年3月10日（月）のいずれか早い方

10 その他

- ・ 事業実施にあたっては、契約書等を遵守すること。
- ・ 他団体の補助金等、本事業委託費以外の補助金と併用することはできない。